

令和7年度県産飼料自給率向上対策事業モデル実証業務委託契約公募要領

1 趣旨

県産飼料の生産利用拡大による畜産業および耕種農業等に対する効果等を検証するためのモデル実証業務を、企画提案型公募を通じて委託する。

2 業務委託者

- (1) 業務委託者：静岡県知事
- (2) 執行部署：静岡県経済産業部農業局畜産振興課
〒420-8601 静岡市葵区追手町9番6号
電話 054-221-2705
メール chikusan@pref.shizuoka.lg.jp

3 公募対象業務

- (1) 業務の名称
令和7年度県産飼料自給率向上対策事業モデル実証業務
- (2) 業務の内容
県産飼料の生産利用拡大に取り組む実証のタイプ1からタイプ3の業務。各タイプの内容は、別添「令和7年度県産飼料自給率向上対策事業モデル実証業務委託契約仕様書」のとおり。
- (3) 採用予定件数
各タイプ1件程度（計3件程度）
- (4) 業務委託期間
静岡県が指定した日から令和8年3月11日（水）まで

4 業務委託費

- (1) 委託限度額
各タイプ6,000千円（税込）
ただし、各タイプの委託契約状況等から、限度額を調整する場合がある。
- (2) 委託費の支払い対象経費
仕様書に基づいた事業の実施に直接必要となる経費を対象とし、飼料生産利用以外の目的に使用可能な汎用性の高いもの（事務所、運搬用トラック、トラクター、フォークリフト、ショベルローダー、ホイールローダー、バックホー、ドローン等）の導入に係る経費は対象外とする。ただし、フォークリフト、ショベルローダー、ホイールローダーにおいては、業務実施において真に必要であり、導入後の飼料生産利用における適正利用が確実と見込まれる場合は対象とする。
なお、機械・施設については導入に要した費用の1/3以内を対象経費とする。
- (3) 契約費の支払方法
受託者は、委託業務完了検査合格後、静岡県に対して請求書を提出し、静岡県は請求書に基づき委託費を支払う。

5 企画提案参加資格

参加資格を有するものは、次のいずれにも該当するものとする。

- (1) 静岡県内で農業または畜産業を営む者またはそれに係る組織または組織に属する者であること。
- (2) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）による更生手続開始の申立がなされていない者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）による再生手続開始の申立がなされていない者であること。
- (4) 会社法（平成 17 年法律第 86 号）による特別清算開始の申立がなされていない者であること。
- (5) 破産法（平成 16 年法律第 75 号）による破産手続開始の申立がなされていない者であること。
- (6) 銀行取引停止処分を受けていない者であること。
- (7) 静岡県が課税するすべての県税（個人県民税及び地方消費税を除く。）に未納がない者であること。
- (8) 当該委託業務を遂行し完了する能力を有する者であること。
- (9) 次のアからキのいずれにも該当しないこと。
 - ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「法」という。）第 2 条第 2 号に該当する団体（以下「暴力団」という。）
 - イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等（法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者をいう。以下同じ。）である者
 - ウ 法人の役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。）が暴力団員等である者
 - エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者
 - オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者
 - カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - キ 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結している者
- (10) 保護情報の取扱いについて、適切な保護措置を講じている者であること。
- (11) 過去に県産飼料自給率向上対策事業モデル実証業務委託を受けていないこと（協議会等の構成員を含む）。

6 企画提案参加方法

- (1) スケジュール（予定：応募者の状況により変更する可能性がある）

公募開始	令和 7 年 4 月 23 日（水）
質問票の提出期限	令和 7 年 5 月 14 日（水）午後 2 時まで
参加表明書および企画提案書の提出期限	令和 7 年 5 月 23 日（金）正午まで
審査会（書面審査）	令和 7 年 6 月 4 日（水）
審査結果の通知	令和 7 年 6 月 6 日（金）
- (2) 募集の公告

静岡県経済産業部畜産振興課ホームページに公募要領を掲載
- (3) 公募型企画提案募集要領等に関する質問の受付及び回答

質問事項がある場合は、所定の様式（様式 1）により提出することとし、メールまたは F A X にて送信の上、その旨を電話で連絡すること。

なお、下記に係る質問については受け付けない。

 - ・提案書の具体的な記載内容、採択の可能性、評価基準についての質問

ア 提出期限

令和7年5月14日（水）午後2時まで

イ 提出先

静岡県経済産業部農業局畜産振興課

〒420-8601 静岡市葵区追手町9番6号 県庁東館8階

Mail : chikusan@pref.shizuoka.lg.jp 電話 : 054-221-2705

ウ 回答

質問者に対し電子メールまたはFAXで回答するほか、静岡県経済産業部畜産振興課ホームページに掲載する。

ただし、質問又は回答の内容が質問者の具体的な提案事項に密接に関わるものについては、質問者に対してのみ回答する。また、質問の内容によっては回答しない場合もある。

エ その他

質問書提出時の電子メールは、タイトルを「県産飼料モデル実証事業に係る質問書」とし、本文に担当窓口の部署、担当者名、連絡先等を併記すること。

(4) 企画提案書の提出

企画提案に応募する者は、以下の書類をメールまたは郵送にて提出すること。

提出物	内容	様式	部数
参加資格確認書類 (参加表明書)	・参加表明書に必要事項を記入すること	様式2	1
企画提案書	・社印等の押印は不要 ・本要領7(2)評価項目及び評価基準を基に記載すること。 ・企画提案書は日本産業規格A4用紙10ページ以内とすること。 ・補足資料は任意様式とする。	様式4 及び 任意	1
見積書	・仕様書に基づいた事業の実施に直接必要となる経費とし、関係ないと見なされる経費は認めない。 ・積算内容を詳細かつ具体的に記載すること。	様式5	1
その他	・パートナーシップ構築宣言をしている場合、概要がわかる資料	任意	1

※ 上記「見積書」内の経費等の金額については、市場価格等を十分精査し、適正な価格となるよう調整することがある。

ア 提出期限

令和7年5月23日（金）正午まで（必着）

イ 提出先

静岡県経済産業部農業局畜産振興課

〒420-8601 静岡市葵区追手町9番6号 県庁東館8階

ウ 提出方法

メールまたは郵送

(5) 企画提案に際しての注意事項

ア 失格又は無効

以下のいずれかの事項に該当する場合は、失格又は無効となる。

- ・ 提出期限を過ぎて提出書類が提出された場合

- ・ 提出書類に虚偽の内容を記載した場合
- ・ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- ・ 公募要領に違反すると認められる場合
- ・ その他担当者があらかじめ指示した事項に違反したとき

イ 著作権・特許権等に係る責任

提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、全て提案者が負う。

ウ 返却等

提出書類は理由の如何を問わず返却しない。また、差し替え及び再提出は認めない。

エ 費用負担

企画提案書の作成、提出、審査会への出席など企画提案に要する経費等は、全て提案者の負担とする。

オ その他

提案者は企画提案書の提出をもって本要領等の記載内容に同意したものとする。

提出された企画提案書等は、条例に基づく情報公開請求の対象となる。

企画提案は、タイプに関わらず1事業者につき1つとする。

(5) 参加の辞退

参加表明書および企画提案書を提出後、何らかの理由により審査会までに辞退する場合は、所定の様式（様式3）により辞退届を提出すること。

7 審査に係る事項

(1) 選定委員会での審査方法

審査は、県が別に定める委員により組織された選定委員会が行う。

なお、契約候補者の選定にあたっては、審査項目に基づき、提案者による企画提案書の内容を審査し、競争性・透明性の確保に十分に配慮しながら、企画提案の内容、事業の実施能力等を評価、採点し、審議の上、契約候補者を選定する。

(2) 選定委員会

ア 日時：令和7年6月4日（水）までに書面審査により開催

イ 評価項目及び評価基準

提案された事業内容について、下表の項目に基づき数値（得点）で評価し、予算の範囲内において契約候補者を選定する。また、審査結果は、選定後、速やかに参加者に書面で通知する。

なお、審査会において必要と認める審査項目を追加する場合がある。

評価項目	評価基準	評価
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 提案された内容が、県産飼料の生産利用拡大、及びその波及効果について有用性が認められるか ・ 将来的に自走可能（補助金の活用がなくても継続実施可能）な飼料生産・利用の取組内容が示されているか 	30
取組体制	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業を統括する担当者や役割分担が明確であり、事業の進捗を把握できる体制になっているか ・ 事業に係る費用を把握できる体制となっているか 	20

実行性・信頼性	<ul style="list-style-type: none"> ・取組内容が具体的に明示されているか ・取組体制の中で実施できる内容となっているか ・必要な機材や資材は整理されているか 	20
スケジュール	<ul style="list-style-type: none"> ・契約期間内に取組が終了できる内容となっているか ・内容や作業に必要な期間が具体的に記載されているか 	20
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・経費が適切に積算されているか ・パートナーシップ構築宣言をしているか 	10
計		100

(3) 審査結果の通知

選定結果は、選定通知書（様式6）又は非選定通知書（様式7）にて、全ての企画提案者に令和7年6月6日（金）に通知する。

(4) 非選定結果に対する説明

非選定通知書を受け取った者は、令和7年6月9日（月）から5日以内に書面（自由様式）により、電子メールで非選定理由（審査結果に係る評価）について説明を求めることができる。

8 契約方法

- ・ 契約候補者は、静岡県と協議し、委託業務に係る仕様を確定させた上で、契約を締結する。仕様書の内容は、提案内容を基本とするが、契約候補者と県との協議により最終的に決定する。
- ・ 契約候補者が正当な理由なく静岡県と契約を締結しないとき、又は協議が整わなかったときは、その選定を取り消すとともに、審査会で次点となった者と契約内容についての協議を行った上で、契約を締結するものとする。

9 留意事項

- (1) 委託先として選定した事業者を公表する。
- (2) 本委託業務の成果品の著作権の全ては、静岡県に帰属する。

10 問合せ先

静岡県経済産業部農業局畜産振興課畜産経営・技術班

〒420-8601 静岡市葵区追手町9番6号

電話 054-221-2705（平日：午前9時から午後5時まで）

メール chikusan@pref.shizuoka.lg.jp